

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**北海道地方年金記録訂正審議会**

**平成30年2月8日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

**年金記録の訂正を不要としたもの 20件**

**厚生年金保険関係 20件**

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700126 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700049 号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成 27 年 7 月 10 日の標準賞与額を 50 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 22 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 27 年 7 月 10 日

A事業所から平成 27 年 7 月 10 日に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A事業所が保管する全社員賞与集計表、賞与振込送信データ一覧及び送信結果により、平成 27 年 7 月 10 日に同事業所から 50 万円の賞与の支払を受け、50 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700131 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700050 号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成27年7月10日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成27年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年7月10日

A事業所から平成27年7月10日に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A事業所が保管する全社員賞与集計表、賞与振込送信データ一覧及び送信結果により、平成27年7月10日に同事業所から100万円の賞与の支払を受け、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700070 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700029 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における農林漁業団体職員共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 3 月まで

昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 3 月まで A 事業所の本部に臨時職員として勤務していたが、年金記録によると、農林漁業団体職員共済組合（以下「農林共済組合」という。）の組合員記録がない。

請求期間について、農林共済組合の組合員期間として記録し、年金額に反映させてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間中に、A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、農林共済組合は、請求者が組合員であった記録はない回答している上、A 事業所は、農林共済組合に加入させた者について記録した農林年金組合員名簿を確認したが、請求者の名前は記載されていなかったと回答している。

また、A 事業所は、当時の賃金台帳等は保管していないが、以前は、臨時職員を農林共済組合に加入させていない場合があり、同組合に加入させていない者については、給与から掛金を控除しない取扱いを行っていた旨を回答している。

さらに、請求者が請求期間当時に一緒に働いていたとして名前を挙げた正職員の同僚 9 人のうち、個人が特定できた 3 人に照会したものの、いずれの者からも請求者の請求期間に係る農林共済組合掛金が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、農林共済組合から提供された「喪失組合員照会」により、請求期間に農林共済組合員であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 9 人に照会し、全員から回答が得られたところ、このうち、請求期間当時に社会保険事務を担当していたとする者は、当時、短期雇用者については、健康保険や農林共済組合に加入させていない場合があった旨を陳述しており、他の 8 人からも、請求者の請求期間に係る農林共済組合掛金が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における農林共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらぬ。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が農林共済組合員として、請求期間に係る共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700067 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700030 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から平成 14 年 5 月 24 日まで

A 事業所に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低く記録されている。

平成 13 年分及び平成 14 年分の給与所得の源泉徴収票の写し等を提出するので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された平成 13 年分、平成 14 年分給与所得の源泉徴収票の写し及び B 事業所から提出された平成 13 年分、平成 14 年分賃金台帳（以下「賃金台帳等」という。）によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額（10 万 4,000 円）を超える報酬（16 万 500 円から 16 万 1,500 円まで）を支給されていたことが確認できるものの、厚生年金保険料は翌月控除であり、当該標準報酬月額（10 万 4,000 円）に見合う厚生年金保険料（9,022 円）を給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該事業所は、当時の届出に係る資料はない旨の回答をしており、日本年金機構は、平成 13 年の算定基礎届は保存年限経過により現存していないと回答していることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の届出内容について確認することができない。

さらに、当時の厚生年金保険法では、事業主の届出（算定基礎届）により、社会保険庁長官（当時）は、被保険者が毎年 8 月 1 日現に使用される事業所において同日前 3 月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が 20 日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定し、これをその年の 10 月から翌年の 9 月までの各月の標準報酬とする旨規定されていたところ、i) オンライン記録によると、請求者は、平成 13 年 6 月 26 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、平成 13 年算定基礎届の提出対象者であったことが確認できること、ii) 当該事業所は、給与締日は毎月 15 日と回答しており、請求者の平成 13 年 7 月の支払基礎日数（歴日数）は 20 日となること、iii) 当該事業所は、入社月の日割り分（10 万 2,720 円）を算定に含めて届出を行ったのではないかと考えられる旨の回答をしており、賃金台帳等によると、平成 13 年 7 月に支払われた請求者の報酬月額（給与総支給額）は 10 万 2,720 円であったことが確認できる上、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（10 万 4,000 円）は、請求者の請求期間に係るオンライン記録の標準報酬

月額と一致していることを踏まえると、当該事業所は、請求者の請求期間における標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額を 10 万 2,720 円として算定基礎届を行ったものと推認される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間に係る標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間における標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額（10 万 2,720 円）に見合う標準報酬月額及び請求期間における厚生年金保険料控除額（9,022 円）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（10 万 4,000 円）と同額であることから、請求期間については、厚生年金特例法による保険給付の訂正の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700077 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700031 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 47 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月 30 日

平成 16 年 12 月 30 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A 事業所から提出された請求者に係る社内申請書の写し及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写し、並びに一人の同僚に係る社内申請書の写し及び給与賃金台帳によると、請求者は、平成 16 年 12 月 30 日に調整支給として 21 万 2,000 円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の請求者に係る社内申請書の写しによると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが認められる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700078 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700032 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 46 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 20 日

平成 17 年 12 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事  
業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明し  
たため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写し  
によると、請求者は、平成 17 年 12 月 20 日に調整支給として 22 万 3,000 円の標準賞与額に見  
合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞  
与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700079 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700033 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 20 日

平成 17 年 12 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事  
業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明し  
たため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写し  
によると、請求者は、平成 17 年 12 月 20 日に調整支給として 21 万 4,000 円の標準賞与額に見  
合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞  
与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700080 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700034 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 2 月 20 日

平成 18 年 2 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業  
所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明した  
ため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写し  
によると、請求者は、平成 18 年 2 月 20 日に調整支給として 39 万 6,000 円の標準賞与額に見  
合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞  
与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700081 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700035 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 3 月 20 日

平成 18 年 3 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業  
所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明した  
ため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写し  
によると、請求者は、平成 18 年 3 月 20 日に調整支給として 43 万 9,000 円の標準賞与額に見  
合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞  
与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700082 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700036 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日

平成 18 年 12 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A 事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成 18 年 12 月 20 日に調整支給として 23 万 5,000 円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700083 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700037 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 47 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日

平成 18 年 12 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A 事業所から提出された支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成 18 年 12 月 20 日に調整支給として 24 万 3,000 円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の支給控除明細一覧表によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700084 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700038 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 8 月 20 日

平成 20 年 8 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された給与賃金台帳、支給控除明細一覧表及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成 20 年 8 月 20 日に調整支給として 42 万 2,000 円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳及び支給控除明細一覧表によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700085 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700039 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 54 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 10 月 20 日

平成 20 年 10 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事  
業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明し  
たため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによ  
ると、請求者は、平成 20 年 10 月 20 日に調整支給として 55 万 2,000 円の標準賞与額に見合う賞  
与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から  
厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700086 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700040 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 4 月 20 日

平成 21 年 4 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A 事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成 21 年 4 月 20 日に調整支給として 63 万 3,000 円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700106 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700041 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 58 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 8 月 20 日

平成 21 年 8 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業  
所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明した  
ため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによ  
ると、請求者は、平成 21 年 8 月 20 日に調整支給として 35 万円の標準賞与額に見合う賞与の支  
払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から  
厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700107 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700042 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 9 月 17 日

平成 22 年 9 月 17 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業  
所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明した  
ため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによ  
ると、請求者は、平成 22 年 9 月 17 日に調整支給として 58 万 5,000 円の標準賞与額に見合う賞  
与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から  
厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700108 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700043 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 5 月 20 日

平成 23 年 5 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業  
所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明した  
ため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによ  
ると、請求者は、平成 23 年 5 月 20 日に調整支給として 68 万 2,000 円の標準賞与額に見合う賞  
与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から  
厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700109 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700044 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 57 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 9 月 20 日

平成 23 年 9 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明したため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A 事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによると、請求者は、平成 23 年 9 月 20 日に調整支給として 50 万 4,000 円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700110 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700045 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 2 月 20 日

平成 24 年 2 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業  
所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明した  
ため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによ  
ると、請求者は、平成 24 年 2 月 20 日に調整支給として 39 万 6,000 円の標準賞与額に見合う賞  
与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から  
厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700111 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700046 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 6 月 20 日

平成 24 年 6 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業  
所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明した  
ため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによ  
ると、請求者は、平成 24 年 6 月 20 日に調整支給として 25 万 4,000 円の標準賞与額に見合う賞  
与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から  
厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700112 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700047 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 6 月 20 日

平成 25 年 6 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業  
所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明した  
ため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによ  
ると、請求者は、平成 25 年 6 月 20 日に調整支給として 41 万 9,000 円の標準賞与額に見合う賞  
与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から  
厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700113 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1700048 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 6 月 20 日

平成 26 年 6 月 20 日に調整支給された退職時までの未精算期間に係る賞与について、A 事業  
所は、当該賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、届出もしていなかったことが判明した  
ため、平成 29 年 8 月 31 日に改めて賞与支払届を提出した。

しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条  
本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所から提出された給与賃金台帳及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の写しによ  
ると、請求者は、平成 26 年 6 月 20 日に調整支給として 49 万円の標準賞与額に見合う賞与の支  
払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記  
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を  
控除した事実が認められる場合とされているところ、当該事業所は、上記の賞与から厚生年金  
保険料を控除していなかった旨回答している上、上記の給与賃金台帳によると、当該賞与から  
厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺  
事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金  
保険の被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ  
とを認めるることはできない。